時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

爲政の伎倆は親和して始めて用を爲す可し

議會開場の期日も次第に差迫りて最早僅に數日を餘すのみとはなれり此度の議會は政府に對して果して如何なる方針を取るならんか今より確に豫言し難しと雖も是までの經驗に從へば衆議院の多數は常に政府の反對に立ち開會の度毎に種々雜多の難題を提出して只管在朝の當局者を苦めんとをのみ勉るの例にして現に今春總選擧の後に開きたる第三期の議會も是れが爲め遂に停會を命ぜらるゝに至りし程の次第なれば來期の議會とても亦此例に漏れず政府の一擧一動に對して飽くまでも抵抗を試るならんと想像して間違なかる可し元來政府が議會を設けて人民に參政の權を與へたるは取も直さず敵に授るに自家攻擊の武器を以てしたるものに異ならざれば民間の政客が之を利用して縱橫無盡に立働くも深く怪むに足らず議會の始末は目下政府の前途に橫はる難事中の難事にして今より早く之に應ずるの策を定めて萬端の用意を爲すに非ざれば歲月を經るに從て事態益々困難に陷り終に又如何ともす可らざるに至るは必然なりと知る可し或は今回の新內閣は所謂元勳の列座にして何れも政界第一流の人物なれば其議會に對するの進退掛引に於ても自から前內閣と趣を異にし民黨の攻擊に逢ふて漫に狼狽するが如きことはなかる可しとて竊に其平生の伎倆に望を屬して安心する者もなきに非ざるよしなれども我輩の見る所にては容易に之に同意するを得ず何となれば今日政府に立つ人々の老巧にして實地の經驗に富めるは政界一般に許す所なれども唯如何にせん政府の弱點は當路者の伎倆足らざるに在らずして其部內の秩序整頓せざるに在ればなり政府部內の秩序整はざるが故に假令當局者の各自に何程の技倆あるも之を實際に活用するの機會を得ずして俗に云ふ寶の持腐たるを免かれざればなり其狀恰も軍隊の號令を二三にするが如くにして假令ひ一隊の兵卒をして悉皆一騎當千の勇士ならしむるも整然たる規律の之を支配するに非ざれば所謂烏合の群にして實地の用を爲す可らず元來個人主義の一方に偏して共同の運動を支配するの慣行を成さず濟々たる多士も遂に烏合の群たるを免かれざるは今に始めぬ明治政府の宿痾にして此病根を一掃するに非ざれば當路に如何なる有爲の政治家あるも其才能技倆は空しく內に埋沒して外に對する政府全體の勢力を加ふるの効なきのみか或は是が爲め却て益々內部の不折合を助けて自家の不利を釀すの恐さへなしとせず合すれば立ち離るれば倒るとは古の金言なれども明治政府は之に反し元勳の人々を引離して逐一之を叩けば錚々の聲を發して金玉讀ならざる名士なれども之を一に合するときは則ち其親和に乏くして却て力なきもの〻如し奇なりと云ふ可し左れば今日の元勳內閣も一見甚だ堅固なるが如くなれどもいよ〳〵議會開場の曉に民黨の攻擊に對しては案外に脆弱の實を現はすこともあらんかと我輩の竊に掛念する所なり左れば現政府の爲めに謀れば對議會の政略固より大切なりと雖も內部の整理は更に大切にして其事成らざるに於ては如何なる奇計妙略も曾て實効を見る可らざるや明なり情實の談は最早あれを聞くに慵し今日に在りては之に耳を傾る者もある可らず既に此場合と切迫したる上は內閣の全員諸共に最後の功名を今度の一擧に賭するものなりと覺悟を定めて先づ第一に政府の首領をして字義の如く眞實の首領たらしめ其政略の是非得失に論なく閣員一同謹んで之に服從するの議を決し恰も總理大臣に專制の權柄を授るの外に妙案はなかる可し船長なき船を以て航海す可らざるを知らば首領なき內閣を以て立憲政の風浪に當る可らざるも亦知る可し此睹易き理由を見ずして明治初年來の習慣に從ひ首相の權力をば有無の間に在らしめ曾て施政の方針を一定するとなく臨機應變、閣員各自の伎倆に依賴して事を處理せんとするが如きこともあらんには政府の威嚴を損するのみならず其伎倆の逞しき程にます〳〵親和の力を薄くして遂には內部の衝突も計る可らず我輩が世人と共に特に掛念する所のものなり

官報

○勅令

朕東宮武官官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十五年十一月五日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文
陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第九十一號

東宮武官官制中左ノ通改正ス

第一條　東宮武官長武官ヲ置ク左ノ如シ
東宮武官長　陸軍將官
東宮武官　陸軍佐尉官

勅令第九十一號參照

勅令第六十一號東宮武官官制(明治二十四年六月十三日官報)抄錄

第一條　東宮武官長武官ヲ置ク其定員左ノ如シ
東宮武官長　陸軍將官　一人
東宮武官　陸軍佐官　一人　陸軍尉官　三人

朕陸軍定員令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十五年十一月五日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第九十二號

陸軍定員令附表第十二號甲東宮武官定員表左ノ通改正ス

第十二號甲

東宮武官定員表

	中將少將	乘馬	大佐中佐少佐	大尉中尉少尉	乘馬
東宮武官長		二			四
東宮武官		三			六

備考　佐尉官ノ內二名ヲ參謀官トス

○內務省告示第四十三號

一などゝ天狗　一册
愛知縣名古屋市梅園町十四番戶　三輪淺次郎

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治二十五年十一月七日　內務大臣伯爵井上馨

○司法省告示第六十四號

宇都宮地方裁判所管內太田區裁判所馬頭出張所明治二十五年十二月一日ヨリ開廳ス

明治二十五年十一月七日　司法大臣伯爵山縣有朋

○遞信省告示第二百六十八號

來ル十二月一日ヨリ越後國東頸城郡六日町郵便局ヲ下保倉郵便局ト改稱ス

明治二十五年十一月七日　遞信大臣伯爵黑田淸隆

雜報

○朝鮮京城通信　(十月二十八日發)

大金を天津に送らんとす　其筋にては天津に向け金十五萬圓を送るの計畫あるよし其費途に就ては或は閔泳翊氏の負債を救ふが爲めなりと云ひ又汽船購入代なりと云へども何れにしても甚だ受取り難き說なり何となれば閔氏の負債は隨分多額なるよしなれども未だ以て十五萬圓に達せざるべく且つ現政府に取りて容易ならざる十五萬の大金を調達して汽船を購入するが如きは誠に疑はしきことなればなり左れども現に角政府が此計畫あるは事實相違なきもの〻如し

駐津督理の辭職　駐津督理は即ち天津駐剳朝鮮公使とも云ふべき官名にして曩に黃耆淵氏を以て之に任じたるが氏は此程より病を以て辭表を出したるにより遂に本官を免ぜられたり後任は未定なれども多分朴齊純氏ならんと云ふ

密使渡航の事に就て　金玉均、朴泳孝兩氏の擧動を探偵する爲めに特に密使を日本に遣はしたりとの風說あるよしは既に報道したる處なるが尙ほ聞く處によれば朴氏は金氏と相容れざるのみか今は頗る歸順の意ありとの說盛んなれば果して然るや否やを探知する爲め鄭敬源なる名士を近便にて日本に派遣することに決定したりと云ふ

閔泳翊氏代人を遣す　在香港なる閔泳翊氏は先年大王大妃の喪にさへ赴哭することを能はざる身なれば今回養母の危篤に際し國王、王妃の電命に接したるも彼是躊躇し居たるが幸には快方に赴きたるとの再電を得歸國を思ひ止まりしに付き此程右申譯旁見舞の爲め代人を京城に遣すと云ふ

北廟の親祭　本年は壬申年に當り殊に登極三十年幷に望五の祝年に相當するを以て國王は諸廟に幸行し親祭を行ふのみならず各道の諸廟にさへ勅使を遣はしたる程にて尙は來る二十二日には宗廟の裏手なる孔子の廟へも幸行し親祭を行ひたる後明倫堂に親臨し試士を擧行する筈なりと云ふ

元山電線分局　過日の朝報によれば北洛電線分局を元山に設けたれば釜山分局の例に依り李起泓氏を以て同局幇辦に任じ同地に派遣したるよしなり

玄興澤氏の狼狽　當國の金滿家高永根、玄興澤、金宗漢、宋秉畯の四氏は國人之を呼んで四貴人と爲し其筋の寵愛一方ならざりしが如何なる次第にや近日に至り玄氏は寵を失ふと同時に其筋より紅參千九百斤の上納を申
付けられたり其價は殆んど
氏の狼狽一方ならず所有の
を賣拂ひ松都地方に手配り
なり

氣候　當地の氣候は常に激
來の氣候は朝夕四十度內外
きは朝夕三十七八度に下る

○日本赤十字社ウエスト嬢
留中の米國人ウエスト嬢
て曩に合衆國南北各洲の內
從事し頗る經驗を有し居る
務上有益なる談話もあるべ
嬢を麻布笄町なる同社
人會幹事長小松宮頼子殿下
同有栖川宮慰子殿下、同閑院
侯爵夫人、樺山、櫻井、仁禮
名並に小松依仁親王妃殿下
常、幹事松平信正、高崎正風
の上其實驗上に係る一場の
士小方仙之助氏之れを譯述
演の勞を謝して社員章を贈
室をも一覽に供し一同退出
業生及び生徒等にも傍聽せ

○新造軍艦千嶋　は去る二
軍省へ電報到着せりと

○軍艦の所在地　一兩日前
所在地は左の如し其內金剛
二十四日品海を拔錨し同千
艦航行中なりと云ふ

艦名	所在地
浪速	博多
扶桑	橫須賀
武藏	博多
高雄	同
迅鯨	長浦
千珠	橫須賀
大和	吳
摩耶	同
天龍	上海
館山	三津ケ濱
高千穗	橫須賀
海門	長崎
磐城	函館
日進	佐世保
千代田	博多
松嶋	品海

○東京繪畫學校の開校式
度府下芝區高手町二十六番
校にては去五日午後一時よ
待を受けて臨場したるは朝
生徒の父兄等なりしが席定
(貴族院議員)の挨拶あり來
代の答辭あり式、了りて茶
興を添へんが爲め數場に供
今名家の繪畫及び同校教員の
列して來賓の觀覽に供した
繪を教授するを以て目的と
通專修の二科とし圖畫油畫
は別科として讀書數學習字
業年限は普通科及副科を各
學を修業せんと欲する者は
に就き其學派を擇んで修業
別科の修業年限は無定期な
を設け置き臨本及講義錄を

時三十二分、五時九分、八時四十六分〇(上り)　午前七時十九分、十時五十六分、午後二時四十四分、六時三十一分
分、十一時十四分、午後四時十九分、〇(上り)(小山へ)　午前五時十分、七時
十分、十一時十七分、午後三時七分、(小山へ)　午前六時十分、七時十
時十五分、午後二時、六時三十分